

国民健康保険 後期高齢者医療保険

の保険料率が決定しました

国民健康保険

平成28年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。
 納付通知書は7月中旬に世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納付義務者は世帯主となります。
 ※ このような世帯主を擬制世帯主といえます。

(注) 総所得金額等とは

「公的年金収入－公的年金控除」・「給与収入－給与所得控除」・「事業収入－必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。
 また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

区分	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援金分 (加入者全員)	介護分 ※(40歳から64歳の方)
所得割	(平成27年中の総所得金額等(注)－33万円)×所得割率	6.51%	2.16%
資産割	平成28年度固定資産税額(土地・家屋)×資産割率	16.02%	5.32%
均等割	加入者1人あたり	23,660円	7,910円
平等割	1世帯あたり	26,860円	8,980円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付していただくため、介護分の負担はありません。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、均等割・平等割に以下の軽減措置があります。
 ※ 今年度から、5割・2割軽減の対象となる所得基準が拡充されました。
7割軽減 被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が33万円以下
5割軽減 被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が（33万円＋26万円×被保険者数）以下の世帯
2割軽減 被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が（33万円＋48万円×被保険者数）以下の世帯
 軽減の対象かどうかを判定するときの被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。
 昭和26年1月1日以前の生まれで、公的年金所得者の場合、軽減判定の際に限り公的年金所得から15万円を控除します。
 ※ 所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

保険料の納付方法

特別徴収（年金天引き）
 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。
普通徴収（納付書払・口座振替）
 次の場合は、特別徴収は行われませんので、納付書または口座振替により納付してください。
 ○世帯主が国民健康保険加入者でない場合
 ○国民健康保険加入者の中に今年度中に75歳に到達する人がいる場合
 ○特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合
 ○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1を超える場合
 なお、特別徴収の対象となる方も、希望する場合は、別途申し出により、口座振替で納付することができます。
 ※ 事前に金融機関での手続きが必要ですよ。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっており、平成28・29年度の保険料率が次のとおり決定しました。
 保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

保険料の決め方

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

均等割額	44,795円
+	
※ 所得割額	所得割率 8.97%
年間保険料（限度額57万円）	

※ 所得割額
 = (総所得金額等－基礎控除(33万円)) × 0.0897
 (注)P.14参照

保険料の軽減

①所得割額の軽減

軽減分の所得割額 = (総所得金額等－基礎控除(33万円)) × 0.0897 × 0.5

※ 2重線部分の金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

②均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	9割軽減 4,479円/年
	上記以外の方	8.5割軽減 6,719円/年
33万円 + (26万5千円 × 被保険者数) 以下の場合		5割軽減 22,397円/年
33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下の場合		2割軽減 35,836円/年

○後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減になり、所得割額の負担はありません。（年間保険料額4,479円）

保険料の納付方法

特別徴収（年金天引き）

次に該当する方などが対象となります。
 ※ 1年金受給額が年額18万円以上の方
 ※ 2介護保険料が特別徴収になっており、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方
 ※ 公的年金を複数受給されている方は、年金の種類により天引きする年金の優先順位があります。

普通徴収（納付書払・口座振替）

次の場合は、特別徴収は行われませんので、納付書または口座振替により納付してください。
 ①特別徴収の事由に該当しない方
 ②75歳になったばかりの方や、他市区町村から大竹市へ転入したばかりの方

なお、特別徴収の対象となる方も、希望する場合は、別途申し出により、口座振替で納付することができます。
 ※ 事前に金融機関での手続きが必要です。

平成28年度 納期限

5月31日

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

- 固定資産税・都市計画税 (2期)
- 国民健康保険料 (1期)
- 後期高齢者医療保険料 (1期)
- 介護保険料 (1期)

ご注意ください
 ○納めるとき、お届けしている納付書を使用してください。
 ○大竹市指定金融機関で納めてください。

納め忘れに
注意しようね!

